

2018年 求人票 (大学・大学院卒)

社名	 三菱化学エンジニアリング株式会社 2017年4月1日をもって 三菱ケミカルエンジニアリング株式会社 に社名変更致します。				
URL	URL: http://www.mec-value.com				
本社所在地	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号	書類提出先	住所 左記の通り 人事部 採用グループ宛		
業種	プラントエンジニアリング				
事業内容	石油化学をはじめ、その他合成繊維、食品、医薬品、情報電子、物流システム、環境、エネルギー事業等各種産業分野におけるプラント設計、建設、設備管理、並びにメンテナンス事業				
設立	1957年12月	従業員数 (2016年4月時点)	グループ 2,631名 (単体 1,519名)		
資本金	14億500万円	売上高 (2016年3月期)	グループ 1,200億円 (単体 897億円)		
代表者	代表取締役社長 福村 龍二	採用担当	人事部 採用グループ TEL: 0120-25-9008(採用直通) 03-6262-0050(人事部) E-MAIL: ENG-RECRUIT@cc.m-kagaku.co.jp		
募集職種	【技術系】 ■プロジェクトエンジニアリング・マネジメント (プロセス、機械、制御、電気、建築(一部土木)の計画、設計、建設、試運転/全体マネジメント業務) ■設備管理・メンテナンス業務 【事務系】 ■営業、調達、人事				
採用学科	技術系: 機械(工学)系、化学工学・物質工学系、電気・電子系、制御系、情報系、建築系 事務系: 全学部全学科				
勤務予定地	本社(東京都中央区) 黒崎事業所(福岡県北九州市) 大竹事業所(広島県大竹市) 水島事業所(岡山県倉敷市) 坂出事業所(香川県坂出市)	四日市事業所(三重県四日市市) 豊橋事業所(愛知県豊橋市) 富山事業所(富山県富山市) 鹿島事業所(茨城県神栖市) 筑波事業所(茨城県牛久市) 他			
勤務時間	実働 7時間50分 (事業所例/8:25~17:15) ※フレックスタイム制あり	休日	完全週休2日制(土曜日、日曜日) 国民の祝日、夏季、年末年始、特別休暇 (産前・産後、育児、介護、結婚、忌引等)、 年次有給休暇(積立年休制度あり) 年間休日数: 123日(2017年)		
給与	学部卒 220,500円 修士了 241,100円 博士了 260,800円 (他、通勤手当、家族手当、時間外手当あり)	昇給 賞与	年1回(7月) 年2回(7月、12月)		
諸制度 福利厚生	社会保険完備(雇用・労災・健康・厚生年金)、 退職金・年金、共済会、財形貯蓄、持株会制度、 独身寮、社宅(条件あり)、家賃補助制度等、 保養所(健康保険組合契約)、文化・クラブ活動	教育制度	養成プログラムによるOJT、 部門別技術専門教育、階層別教育、 語学教育、公的資格取得補助、 自己啓発支援制度 等		
提出書類	履歴書(写真貼付)、成績証明書、 卒業・修了見込証明書、健康診断書 ※学校推薦の場合は、推薦状も添付願います。 ※ご提出いただいた書類は、弊社で 責任を持って処分します。	選考方法	面接 筆記試験 (面接重視)	応募方法	推薦応募 一般応募 ※推薦応募の場合は、 事前連絡願います。
備考	当社は三菱ケミカルホールディングスグループ(三菱化学、三菱樹脂、三菱レイオン、田辺三菱製薬、生命科学インスティテュート、太陽日酸)の機能分社として、グループ各社のエンジニアリング、メンテナンス並びに調達分野を担うとともに、グループでの石油化学、合繊、メディカル等、多種多様な分野で培われた総合技術力をベースに、グループ以外の各種産業分野のお客様に対してもエンジニアリングからメンテナンスまで一貫して提供できる、総合エンジニアリング企業です。 売上構成もグループ向け:グループ外向けで約50:50と広くグループ外のお客様からも信頼を頂いております。私たちが大切にしているのは、『Make it ALIVE ~魂を吹き込む、ものづくり。』という想いです。				

1397

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 三菱化学エンジニアリング株式会社

事業所所在地 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号

代表者名 代表取締役社長 福村 龍二



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

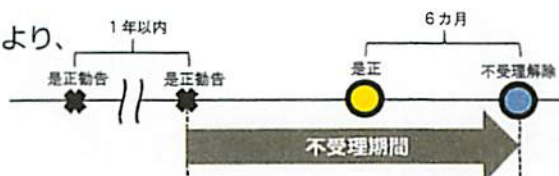
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✓」)を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

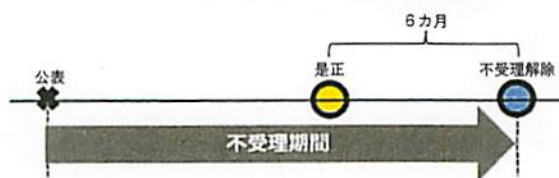
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



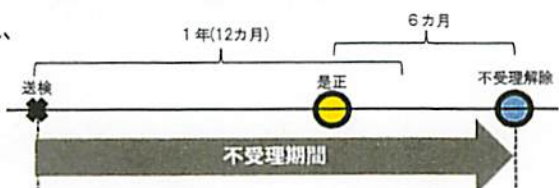
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。

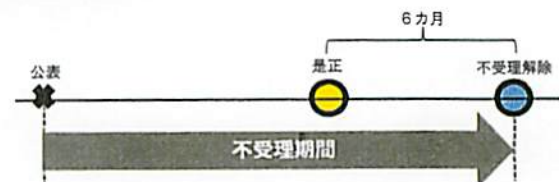


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。